

平成23年9月9日

第2316号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 青少年に有害な図書類の指定（383・県民文化政策課）…………… 1
- 保安林予定森林の指定通知（384、385・森林整備課）…………… 1
- 指定施業要件変更予定通知（386・森林整備課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（387・鹿角地域振興局建設部）…………… 3
- 林業種苗法による生産事業者の登録（388・山本地域振興局農林部）…………… 3
- 建設業の許可の取り消し（389・仙北地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3

告 示

秋田県告示第383号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成23年9月9日から施行する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐竹敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10672	実話ドキュメント 9月号	竹書房	平成23年7月29日
10673	実話時報 9月号	竹書房	平成23年8月14日
10674	発掘スクープお宝のツボ！！	株式会社ブレインハウス	平成23年8月25日
10675	衝撃！お宝プレミアム	株式会社ブレインハウス	平成23年2月20日
10676	MAN・ZOKU 10月号増刊	株式会社イー・ジェイプランニング	平成23年10月1日
10677	競泳水着エロボディ	ミリオン出版株式会社	平成23年9月20日
10678	実録四十路妻専科 9月号	株式会社一水社	平成23年8月2日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		

秋田県告示第384号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐竹敬久

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大仙市南外南檜岡字中川146の1、146の2、150の1から150の3まで、字西ノ又135、137、486の1、486の6、南外字逆川137、横手市山内黒沢字堂の上46の3・78の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、78の2、79の3から79の5まで、80の2（次の図に示す部分に限る。）、80の8、80の10（次の図に示す部分に限る。）、字荒沢口163の1、163の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大館市比内町小坪沢字佐五郎沢9・北秋田郡上小阿仁村五反沢字上川原3の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字佐五郎沢9・字上川原3の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、仙北地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに関係市役所及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第385号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 保安林予定森林の所在場所 大館市早口字大比立内9の3、字畑の沢10、字上越通30の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第386号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年2月22日農林水産省告示第352号、平成6年10月6日農林水産省告示第1359号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、仙北地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第387号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により平成22年10月27日付け指令鹿建-1023で許可した開発行為(第2工区)に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿角市花輪字案内63番地1
社会福祉法人 花輪ふくし会 理事長 関 重征
- 2 開発区域(第2工区)に含まれる地域の名称
鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平23番1、24番5

秋田県告示第388号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
第406号	三浦 耕一	山本郡三種町森岳字石倉沢14	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	三浦農園	三種町森岳

秋田県告示第389号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年8月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社タカタツ
大仙市南外字悪戸野108番地3
代表取締役 高 橋 辰 郎
秋田県知事許可(般-22)第12181号
- 3 処分の内容
内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年8月24日付けで内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日

平成23年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NPOののはな

3 代表者の氏名
牧 田 美和子

4 主たる事務所の所在地
秋田県仙北市田沢湖卒田字北竹原96番地

5 定款に記載された目的
この法人は、在宅介護及び援助が必要な高齢者、障害者やその他の人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供することにより、安心して健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容
事業の種類

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄